

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年8月まで

昭和45年8月から5年間勤務したA事業所を退職し、役場で国民年金への切替手続を行った際に、同事業所が厚生年金保険に加入していなかったことがわかり、50年8月に20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括納付した。

この一括納付した期間について、昭和56年4月に保険料が還付されているとのことだが、還付請求などしていないので、国民年金の資格期間として納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付及び過年度納付等により納付していたことが確認できる。

また、国民年金被保険者名簿には、「S44. 4. 1～S50. 8. 31 厚年加入」と記載されており、特殊台帳においても、国民年金の資格取得年月日が昭和45年7月11日から50年9月1日に訂正されるとともに、申立期間の保険料が、56年4月17日に還付された記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者期間は昭和44年4月から45年7月までであり、申立期間の大部分は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であることから、事実と異なる資格得喪処理により還付手続が行われたこととなり、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和45年7月については、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る月ではないことから、同月の記録の訂正を行うことはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から56年12月まで  
② 昭和57年10月から同年12月まで

市役所に行って国民年金の加入手続をした記憶があり、保険料については、両親がすべて納めてくれたはずなので、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立人に係る国民年金加入手続は昭和59年4月ごろに行われたことが推認でき、オンライン記録から、この時点で納付可能であった期間を最大限さかのぼって、昭和57年1月から同年3月までの保険料を納付したことが確認できるとともに、以後、57年4月から同年9月まで及び58年1月から59年3月までの保険料を順次過年度納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後はこれら過年度納付により納付済みとなっており、3か月と短期間である申立期間のみあえて納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期に係る記憶は曖昧であるとともに、当該期間の保険料を納付したとするその両親は病気のため、保険料の納付状況について聴取することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年5月の時

点で、申立期間はすべて時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は20歳到達以降、国民年金手帳記号番号の払出日まで他市町村への転居も無い等、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで  
昭和40年12月に結婚し、現在の住所に転居した。当時、町内では婦人会で国民年金保険料を集めており、義父が家族の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人の申立期間を除き35年以上にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、その義父も未納は無いことから、納付意識の高い家族であったことがうかがえるとともに、基本的に家族と一緒に納付していたと考えられることから、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法及び婦人会の名称等、当時の状況を鮮明に記憶しており、その主張内容は信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が高いと考えられる。

さらに、申立期間は1回のみであり、3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和49年3月31日となっているが、私が所持する厚生年金基金連合会の加入員期間は、同年4月1日までとなっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から記録を引き継いだ厚生年金基金連合会の加入員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、昭和49年3月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成2年7月1日から4年6月30日までA事業所で勤務した。厚生年金保険の資格喪失日は4年6月30日となっているが、事業所が届出を誤ったのであり、給与からも同年6月分の保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した平成4年7月分の給与支給一覧表及び事業主の回答から、申立人は、申立期間について継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における平成4年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与支給一覧表の厚生年金保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が平成4年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から12年1月まで  
平成10年に会社を退職した後、国民年金の加入手続をし、保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年に会社を退職した後、国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立人から聴取しても加入手続の状況、納付金額及び納付方法等について、いずれも記憶していないとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は申立期間について国民年金の被保険者となっておらず、申立期間に係る保険料納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、他の市町村に転出したことはないとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年7月まで  
会社を辞めた時、母が国民健康保険と同時に国民年金の加入手続をしてくれ、保険料については、父母の分と一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は病气療養中のため聴取ができず、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行っていたと述べているが、オンライン記録並びに市町村が保有する国民年金及び国民健康保険の被保険者名簿によると、平成6年5月に会社を退職した後の7か月間は国民年金及び国民健康保険に加入しているが、次に勤務した会社を退職した8年6月から、再就職し厚生年金保険被保険者となるまでの2か月間（申立期間）については、国民年金及び国民健康保険のいずれにも再加入した形跡は見られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、60 歳になった昭和 57 年\*月に、市役所職員から高齢任意加入制度の説明を受け、加入手続を行った。保険料については、毎月市役所の窓口で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年\*月に国民年金の高齢任意加入の手続を行ったと主張しているが、申立人が所有している年金手帳、市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録ともに、61 年 4 月から高齢任意加入したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、毎月 500 円程度であったとしているが、当時の保険料は 1 か月につき 5,220 円（昭和 57 年度）から 6,740 円（60 年度）であり、申立人が納付したとする保険料額とは大きな差異がある。

さらに、高齢任意加入においてはさかのぼって保険料を納付することはできないことから、申立人が昭和 61 年 4 月以降に、申立期間の保険料をさかのぼって納付した可能性は考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から29年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間についてA社での加入記録が無いとのことであった。私は、昭和20年10月ごろから勤務しているので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち昭和20年10月1日から23年7月31日までの期間については、A社は厚生年金保険適用事業所であったとする記録は確認できず、当該事業所が新規適用事業所となったのは、同年8月1日であることが確認できる。

また、申立人と同様の職種であった同僚2名は、入社時期をそれぞれ昭和23年ころ及び27年ころと回答しているが、オンライン記録によると、申立人と同じ29年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の複数の同僚は、「申立人がA社にいつから勤務していたかわからない。」としており、申立人の当該事業所における勤務期間を特定する証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「正社員ではなかったが、正社員と同じ待遇だった。給料は、1日、1万円又は8,000円であった。」としているところ、当時の給与担当者は、既に死亡しているほか、事業主は、「当時の書類は一切無いため不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 13 日から同年 12 月 31 日まで  
被保険者記録照会回答票によると、A社における厚生年金保険資格喪失年月日は昭和 50 年 1 月 13 日となっているが、同年 12 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 50 年 12 月まで勤務したと供述しているが、事業主から提出された社会保険被保険者台帳、健康保険組合員名簿、及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は、いずれも同年 1 月 13 日と記載されており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、離職年月日は、昭和 50 年 1 月 10 日であることが確認できる。

さらに、申立人が覚えていた同僚については、連絡がとれず証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は無いと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から28年7月1日まで  
昭和27年1月ごろから1年半程度、A社に勤めていたと記憶しているが、厚生年金保険の記録を確認したところ、加入記録が無く、申立期間が被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同僚は、申立人のことを覚えておらず申立期間当時の勤務状況について証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、事業主も既に死去していることから、申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、「給与は現金支給で端数のない金額であった。」と証言している。

なお、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
ねんきん定期便によると、A社とB社との間の年金記録が空いているとのことだが、私は、A社に、平成 10 年 3 月末日まで勤務したと思うので、空いている期間は無いはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、平成 10 年 3 月末日まで勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険の記録において、当該事業所の離職年月日は同年 3 月 30 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、申立人の所持する平成 10 年 4 月分給与支給明細書によると、出勤日数 6 日と記載されており、当該事業所の給与締め日が 20 日であることから、月末まで勤務していたとは考え難い上、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

さらに、当時の同僚からは、申立人の勤務期間を特定することができる証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所は、平成 15 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、届出関係書類や賃金台帳等を廃棄しており、厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月27日から同年2月1日まで

私のA社における厚生年金保険記録では、平成元年1月27日資格喪失となっているが、同月31日まで年次有給休暇を取得した記憶があり、申立期間は厚生年金被保険者であったと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、年次有給休暇を取得し、A社において雇用関係が継続していたと主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録において、当該事業所の離職年月日は平成元年1月26日とオンライン記録と符合している。

また、申立人及び複数の元同僚が当時、社会保険の手続や給与計算事務等を行っていたとして名前を挙げた2人の担当者は既に死亡しており、退職時における年次有給休暇取得の有無及びそれに伴う保険料控除等を確認することができない。

さらに、当該事業所は、平成13年3月に解散しており、事業を継承したB社は、申立当時の厚生年金保険に関する届出、保険料の控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。